

山梨大学燃料電池ナノ材料研究拠点における共用装置利用実施要項

制定 平成23年7月1日

(趣旨)

第1条 文部科学省「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備」事業により、山梨大学燃料電池ナノ材料研究拠点（以下、「研究拠点」という。）が管理及び運用する共用装置の学外者に対する共同利用実施に関し必要な事項は、国立大学法人山梨大学物品の貸付及び譲与に関する取扱要領に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備」事業とは、ナノテクノロジーを環境・エネルギー技術に適用・融合させた「グリーン・ナノテクノロジー」に関する研究成果・知見を結集し、環境技術の実用化を加速する研究基盤ネットワークの整備を行うことをいう。

2 この要項において「共同利用」とは、学外者の共用装置の有償利用をいい、低炭素社会構築を加速する、燃料電池・太陽エネルギー変換・環境科学の領域に貢献するナノテクノロジー分野に対して幅広く行うものとする。

3 この要項の対象となる共用装置は、次の各号に定める装置とする。

- (1) 水素製造用ナノ触媒評価装置（マルチ試料評価システム）
- (2) μ DSC システム（熱量計・ラマン分光複合システム）
- (3) X線回折装置
- (4) 蛍光X線分析装置

(申込者の資格)

第3条 共同利用を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する研究を行う学外者とする。

- (1) 低炭素社会構築を加速できる技術
 - (2) 燃料電池、太陽エネルギー変換、環境化学に貢献するナノテクノロジー技術
 - (3) 前2号の研究が本研究拠点の共用装置によってのみ実施、加速できるものであること
- (共同利用の形態)

第4条 共同利用の形態は、次の各号に定める「装置利用」及び「共同研究」とする。

- (1) 装置利用 別に定める燃料電池ナノ材料研究拠点利用に関わる確認書（別記様式1）（以下「確認書」という。）を提出及び必要に応じて秘密保持契約を締結した上で、申込みを基に操作技術を有する者が所定の時間内に自ら装置を操作し実験を行うものとし、申込みは随時受付けるものとする。
- (2) 共同研究 山梨大学共同研究取扱規程に定めるところにより契約を締結した内容を基に共用装置を利用し共同で研究を行うものとし、申込みは随時受付けるものとする。

(共用装置が利用できる時間)

第5条 共用装置が利用できる時間は、原則として日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日までの日)を除く日の午前10時から午後5時までの間とする。

(総括責任者)

第6条 共同利用の実施に当たり、所掌する事務を総括する総括責任者を置く。

2 総括責任者は、山梨大学燃料電池ナノ材料研究拠点グループリーダーとし、山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター長をもって充てる。

3 前項に定める者に事故があるときは、同副センター長がその職を代行する。

(利用の申請及び承認)

第7条 共用装置を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、共用装置利用申請・研究計画書(別記様式2)及び共用装置利用日程届(別記様式3)を総括責任者に申請をし、その承認を受けなければならない。

2 総括責任者は、前項の申請書等を受理した場合において、当該申請が本事業の趣旨に照らし適当であると認めるときは、第9条に規定する委員会の議を経てこれを承認するものとする。

(対応者)

第8条 総括責任者は、前条の申請を受理する際、対応者を選任する。

2 対応者は、利用申請者の装置の利用に関して指導及び相談等を行い研究の支援を行う。

(支援委員会)

第9条 共用装置の円滑な運用を図るため、燃料電池ナノ材料共用装置支援委員会(以下「委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 共同利用の募集に関すること。

(2) 申請に対する審査及び利用形態の適否に関すること

(3) 共用装置の管理及び運用に関し必要な事項

(組織)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター長(以下「センター長」という。)

(2) 山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター副センター長

(3) 山梨大学医学工学総合研究部(工学学域)の教授の中から選出された教員2人

(4) 山梨大学クリーンエネルギー研究センター長

(5) 山梨大学機器分析センター長

(6) 山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター各部門長

(7) 山梨大学産学官連携・研究推進部地域連携室長

(8) 山梨大学総務部燃料電池研究拠点支援室長

2 前項第3号の委員は、山梨大学医学工学総合研究部長又は副部長の推薦に基づき、山梨

大学長が委嘱する。

- 3 第1項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第11条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、総括責任者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 3 委員会の議は、緊急やむを得ない場合において、持ち回りにより決することができる。

(委員以外の出席)

第13条 委員長は、必要があると認めるときは、山梨大学長の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(共同利用の採択)

第14条 第9条第2号に定める研究支援の適否の採択は、次の各号の観点から総合的に評価して行うものとする。

- (1) 低炭素社会構築を加速できる技術であるか
- (2) 燃料電池、太陽エネルギー変換又は環境科学に貢献するナノテクノロジー技術であるか
- (3) 本研究拠点の共用装置によってのみ実施、加速できる技術であるか
- (4) 達成の見込みがある目標と妥当な計画が立てられているか

(契約の締結)

第15条 第7条の規定により承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、共同利用の開始までに、別途「共同研究契約」の締結、「確認書」の提出及び「秘密保持契約」を締結するものとする。

(利用者の責務)

第16条 利用者は、共用装置の利用に当たっては善良なる管理者の注意義務を持ってこれに当たらなければならない。

(目的外利用の禁止)

第17条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外に共用装置を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第18条 総括責任者は、利用者がこの要項に違反し、研究拠点の運営及び共用装置の利用に重大な支障を生じさせると判断したときは、第7条第2項の承認を取消し、利用を中止することができる。

(損害賠償)

第19条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に供する設備を滅失し、破損し、又は汚損したときは、直ちに総括責任者に届け出るとともに、これを現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(傷害保険)

第20条 利用者は、不慮の事故に備えて傷害保険に加入するものとする。

(秘密の保持)

第21条 利用者は、共用装置の共同利用に当たり、知り得た研究拠点の技術上の秘密若しくは個人情報等について、その一切の情報に係る秘密の保持に十分配慮しなければならない。

(免責)

第22条 研究拠点は、共用装置の利用によって利用者に生じた損害について、利用者に対し責任を負わないものとする。

(終了報告)

第23条 利用者は、課題の研究が終了した後、速やかに共用装置利用終了報告書(別記様式4)を提出すること。

(利用料金)

第24条 利用者は、共用装置の利用に要する費用の一部(以下「利用料金」という。)を納入するものとし、その額は、別表(共用装置利用料)に定めるところにより算出される額とする。

(利用料金の免除)

第25条 次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、利用料免除申請書(別記様式5)を提出の上、利用料の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本学との共同研究として共同利用する場合
- (2) 研究拠点が依頼する研究であって、共用装置を共同利用することにより、研究拠点の研究が有益となる場合
- (3) 本学の教育・研究の用に供することを目的として共同利用する場合
- (4) その他委員会の議を経て、総括責任者が特に認める場合

(納入の方法)

第26条 前条第1項に定める利用料の納入は、本学が指定する預金口座へ本学が指定する日までに振り込むことにより行うものとする。

(事務)

第27条 共用装置の申請に関する事務は、燃料電池研究拠点支援室が処理する。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、共用装置の利用に関し必要な事項は、山梨大学燃料電池ナノ材料研究センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附記

この要項は、平成23年7月1日から実施する。

別表(第24条関係)

「共用装置利用料」

別記様式1(第4条関係)

「燃料電池ナノ材料研究拠点利用に関わる確認書」

別記様式2(第7条関係)

「共用装置利用申請・研究計画書」

別記様式3(第7条関係)

「共用装置利用日程届」

別記様式4(第23条関係)

「共用装置利用終了報告書」

別記様式5(第25条関係)

「共用装置利用料免除申請書」